

瀬戸市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 9 号

瀬戸市契約規則の一部を改正する規則

瀬戸市契約規則（昭和 40 年瀬戸市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入札の公告）</p> <p>第 7 条 契約担当者は、入札に付そうとするときは、その入札期日（<u>電子入札（電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札をいう。以下同じ。）</u>）にあつては、<u>入札期間の末日</u>）の前日から起算して少なくとも 7 日前までに入札の公告をしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を 3 日までに短縮することができる。</p> <p>（入札についての公告事項）</p> <p>第 8 条 前条の規定による公告には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>及び <省略></p> <p>契約条項を示す場所<u>及び日時</u></p> <p>入札執行の場所<u>及び日時</u>（<u>電子入札にあつては、入札期間並びに開札の場所及び日時</u>）</p> <p>から まで <省略></p>	<p>（入札の公告）</p> <p>第 7 条 契約担当者は、入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも 7 日前までに入札の公告をしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を 3 日までに短縮することができる。</p> <p>（入札についての公告事項）</p> <p>第 8 条 前条の規定による公告には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>及び <省略></p> <p>契約条項を示す場所<u>および日時</u></p> <p>入札執行の場所<u>および日時</u></p> <p>から まで <省略></p>

(入札保証金)

第9条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者をして、その見積る契約金額の10分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。

2 <省略>

(入札の無効)

第11条 次の各号に掲げる入札は、無効とする。

<省略>

所定の日時までに所定の場所に到達しない入札(電子入札にあっては、所定の日時までに契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされない入札)

及び <省略>

記名及び押印のない入札(電子入札にあっては、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。)及び当該電子署名に係る電子証明書(同法第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書で、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定するものをいう。)のない入札)

及び <省略>

(予定価格の作成)

第12条 <省略>

2 前項の規定にかかわらず、電子入札にあっては、予定価格を記載した書面を封入し、開札の際これを開札場所に置くことに代えて、予定価格を電子入札システム(本市が行う入札に関する事務を処理する情報システムをいう。以下同じ。)に登録しなければならない。

(最低制限価格の作成)

(入札保証金)

第9条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者をして、その見積る契約金額の10分の3以上の入札保証金を納めさせなければならない。

2 <省略>

(入札の無効)

第11条 次の各号に掲げる入札は、無効とする。

<省略>

所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

及び <省略>

記名および押印のない入札

及び <省略>

(予定価格の作成)

第12条 <省略>

(最低制限価格の作成)

第14条 契約担当者は、令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、前条の規定により決定した予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内において定めなければならない。

2 <省略>

3 前項の規定にかかわらず、電子入札の場合にあっては、最低制限価格を前条に規定する予定価格に併記することに代えて、電子入札システムに登録しなければならない。

(落札の通知)

第17条 契約担当者は、落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

(入札者の指名)

第23条 契約担当者は、当該入札に参加できる資格を有する5人以上の入札者を指名しなければならない。ただし、契約の性質その他の理由によりこれによりがたいときは、4人以下の入札者を指名することができる。

2 <省略>

(契約保証金)

第30条 <省略>

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

から まで <省略>

— 契約の相手方が国、地方公共団体その他公共団体又は契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる公共的団体等であるとき。

— 前各号に定めるもののほか、指名競争入札又は随意契約による契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第14条 契約担当者は、令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、前条の規定により決定した予定価格の5分の4から3分の2までの範囲内において定めなければならない。

2 <省略>

(落札の通知)

第17条 契約担当者は、落札者を決定したときは、直ちに口頭または書面をもつてその旨を落札者に通知しなければならない。

(入札者の指名)

第23条 契約担当者は、なるべく3人以上の入札者を指名しなければならない。

2 <省略>

(契約保証金)

第30条 <省略>

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

から まで <省略>

<p>3 <省略></p> <p>(契約解除による精算)</p> <p>第39条 契約担当者は、前払金及び部分払金を受けた契約者が第37条の規定により契約を解除されたときは、前払金又は部分払金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、<u>契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率を乗じて得た金額に相当する利息を付して、契約担当者の指定する期日までにその受けた前払金又は部分払金を返還させなければならない。</u></p> <p>2 <省略></p> <p>(検査調書の作成)</p> <p>第45条 <省略></p> <p>2 検査職員は、検査の結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものと認めるときは、その旨及びこれに必要な措置を検査調書に記載して契約担当者に提出しなければならない。</p> <p>3 検査職員は、<u>契約金額が50万円を超えない</u>契約にかかる検査を行なった結果その給付が当該契約の内容に適合していると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、<u>支出命令書に検収年月日を記載し、押印することをもって検査調書の作成に代えることができる。</u></p>	<p>3 <省略></p> <p>(契約解除による精算)</p> <p>第39条 契約担当者は、前払金および部分払金を受けた契約者が第37条の規定により契約を解除されたときは、前払金または部分払金を受領した日から<u>契約解除の日まで100円につき1日3銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利息を付して契約担当者の指定する期日までにその受けた前払金または部分払金を返還させなければならない。</u></p> <p>2 <省略></p> <p>(検査調書の作成)</p> <p>第45条 <省略></p> <p>2 検査職員は、検査の結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものと認めるときは、その旨およびこれに必要な措置を検査調書に記載して契約担当者に提出しなければならない。</p> <p>3 検査職員は、<u>契約金額が50万円をこえない</u>契約にかかる検査を行なった結果その給付が当該契約の内容に適合していると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、<u>請求書等の表面余白に契約履行確認の旨ならびに年月日および氏名を記載し、押印することをもって検査調書の作成にかえることができる。</u></p>
---	--

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。